

配 席 図

(席次は五十音順)

○

○森井委員

出入口

○
佐藤理事
税務課長
事務取扱

O

C

O

C

O

C

○

○

○

○

○

O

C

C

C

「京都府の森林管理のあり方」検討有識者会議 委員名簿

氏 名	分 野	役 職 等
あいこう まきとし 愛甲 政利	木材利用	(一社)京都府木材組合連合会 副会長
かわかつ たけし 川勝 健志	学識経験者 (税制)	京都府立大学公共政策学部 教授
くりやま こういち 栗山 浩一	学識経験者 (環境経済)	京都大学大学院農学研究科 教授
しのべ ゆきお 篠部 幸雄	府民協働	京都森林インストラクター会 会長
ながしま けいこ 長島 啓子	学識経験者 (森林計画)	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
みよし いわお 三好 岩生	学識経験者 (防災関係)	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 准教授
もりい かずひこ 森井 一彦	森林組合	京都府森林組合連合会 代表理事専務

【五十音順・敬称略】

第3回「京都府森林管理のあり方」検討有識者会議 結果

- 1 日 時：令和7年5月14日（水）10:00-11:30
- 2 出席者：愛甲委員、川勝委員、栗山委員、篠部委員、長島委員、森井委員
- 3 場 所：府公館 第5会議室

議事(1)第2回有識者会議のまとめ

- ・資料1により、京都府から説明

<委員からの主な意見>

- ・ 社寺の森の整備は、ニーズが多く府民の注目度が高い事業なので、財源を変更することや事業の継続も含め、事業をしっかりと進めていくことを、対外的に説明する必要がある。
- ・ 府民税を用いた便益の一部は法人にも及ぶので、負担を求めることについて検討したが、法人府民税等の超過課税を納税し社会基盤の整備等への取組に大きく貢献しているため、負担は求めないとの結論に至った検討の経過は、次の検討の際に参考となるので、しっかり残しておくこと。

議事(2)府民税第3期の素案について

- ・資料2により、京都府から説明

<委員からの主な意見>

- ・ 防災・減災対策を強化して実施することは、今後の気候変動により激甚化する災害に対応できると考える。
- ・ 要望の多い危険木対策を拡充することは、効果的な対策と考える。
- ・ 木育や木の与えるやすらぎ空間の提供という観点からも、木材利用への期待が高まっており、木材の利用拡大は重要と考える。
- ・ 森林が高齢化し災害を受けやすい状況の中、主伐・再造林による資源の循環利用を進めることは重要と考えるので、引き続き、府独自の支援を実施するとともに、新たな対策も検討していただきたい。
- ・ 今回の整理により、府民税と森林環境譲与税との役割分担が明確にされたと評価できる。
- ・ 事後の事業評価を的確に実施するため、事業ごとに評価指標を定めることが必要と考える。

〇パブリックコメントの実施結果

1 パブリックコメントの実施について

意見募集期間：令和 7 年 7 月 9 日から令和 7 年 7 月 31 日まで（23 日間）

（パブリックコメントの募集文は参考資料 1）

意見提出件数：104 人・111 件

2 パブリックコメントの主な意見と府の考え方

（パブリックコメントの全ての意見及び府の考え方は参考資料 2 のとおり）

項目	主な意見	府の考え方
府 民 税 の 継 続	都会に住む私たちも、空気や水など森林の恩恵を受けて生活しており、森林を守る対策を進めるため、物価は上がっているが、今までと変わらず税額が 600 円であれば、府民税は継続すべきと考える。	森林が持つ多様な機能は、広く府民が恩恵を受けていることに鑑み、現制度を維持した上で府民税を継続し、森林の保全や森林資源の循環利用の促進に活用してまいりたいと考えております。
	山間部は高齢化が進み、自力で作業ができないため、流木などを撤去する防災対策は必要と感じており、事業の実施にあたっては、森林から遠い下流に住む方の理解を得ることが大事だと思う。	森林の防災機能を高めるため、府民税を活用した危険木の撤去などの対策を進めるとともに、下流に住む方にも防災対策の重要性を理解していただけるよう啓発してまいりたいと考えております。
	木材で公共施設などが整備されることにより、森林の保全に繋がっていると解れば、都市部の住民も、府民税の必要性を理解しやすいと考えるので、木材利用の促進について一層 PR していただきたい。	森林資源の循環利用を促進することで、森林の適正管理に繋がることから、府民税で多くの方が利用する公共施設の木造・木質化を進め、府民の皆様にも木材の魅力を伝える機会を創出し、木材利用の必要性を PR してまいりたいと考えております。
	府民税を延長せず、限られた財源の中で、防災対策など府民生活の安心安全に直結する事業に集中して実施するべきと考える。	激甚化する災害への対策の必要性を鑑み、今後 5 年間で必要となる財政需要を算出したところ、安定的な財源により計画的に執行する必要があるため、府民税を延長し、防災対策の強化に繋がる事業を継続したいと考えております。
	府民税が具体的に何に使われているのか、また、どのような効果があるのか解らないので府民税を継続することに反対する。	府民税で実施した事業は、透明性を確保するため、引き続き、毎年の取組に対する事業評価を行うとともに、使途や評価の結果について、府民の皆様により解りやすく公表してまいりたいと考えております。 また、事業実施箇所に看板を設置するなど、府民税の実施期間中の PR にも努めてまいりたいと考えております。
市 町 村 交 付 金 及 び 森 林 環 境 譲 与 税 の 役 割 分 担	市町村交付金の使われ方が、森林の保全に繋がっているのか疑問に思うこともあったが、使途の限定により、府民税が適切に使われるようになると思う。	同じ使途に活用できる府民税と森林環境譲与税について、府民の皆様の理解を得るために、使途を限定することで、役割分担を明確にしたところであり、両税を有効に活用して森林の保全に努めてまいりたいと考えております。
	府民税と森林環境譲与税の使途が重複しても、森林の保全を進めるべきであり、役割分担を明確にすることは不要と考える。	

○第3期の「京都府豊かな森を育てる府民税」の最終案の概要

1 第3期の「京都府豊かな森を育てる府民税」の最終案の概要

(最終案は資料2-3のとおり)

(1) 府民税の継続の必要性

- ・事業の成果や行政需要を踏まえると、これまでの取組を更に強化して進めていく必要があるため、課税額、徴収方法、使途については現制度を維持した上で、更に5年間延長する。
- ・今まで実施してきた事業のPRや評価について、府民により解りやすく伝えていくことで、府民税に対する理解が深まるよう努めていく。

＜課税方法及び使途等＞

課税期間：5年間（令和8年度～12年度）

課税方式：個人府民税均等割の超過課税方式

課税額：年額600円

使途：①森林の整備及び保全

②森林資源の循環利用

③森林の多様な重要性に関する府民理解の促進

※強化ポイント

- ・防災対策の強化

→これまで対象としてきた保安林に限らず、全ての森林を対象に、府民提案による公共性の高い施設や道路周辺等での危険木対策を実施する。

- ・木材利用の拡大

→これまでの住宅等の民間建築物への支援に加え、戦略的に木材の魅力を発信するため、多くの府民が利用するPR効果の高いランドマークとなる公共施設の木造・木質化を実施する。

(2) 市町村交付金について

- ・森林環境譲与税との役割分担を図るため、従来の一律交付から、使途を防災対策や木材利用に限定した申請方式へと見直しを行う。
- ・使途の限定により、市町村交付金の予算規模は縮小できると見込まれるので、それにより生じた財源は府が強化する施策に充当する。（予算規模は市町村の活用実績を踏まえ決定する）

(3) 森林環境譲与税との役割分担

- ・森林環境譲与税は、森林経営管理法に基づく森林の整備など市町村の実情に応じた取組に活用する。
- ・府民税は、森林環境譲与税と使途が重複しないよう、主に府が重点的に進める取組（防災対策、木材利用）に活用する。

2 今後のスケジュール

令和7年9月 9月定例会に条例改正案を上程（改正の概要は資料2-4のとおり）
周知期間

令和8年4月 第3期開始

第 3 期の「京都府豊かな森を育てる府民税」について（最終案）

1 第 3 期の趣旨

「京都府豊かな森を育てる府民税」（以下「府民税」といいます。）は、森林の多面的機能の維持・増進を図り、府民生活の安心・安全を確保することを目的として、平成 28 年度に導入し、「森林の整備及び保全」、「森林資源の循環利用」、「森林の多様な重要性に関する府民理解の促進」に活用してきたところです。

府民税の課税期間は 5 年を 1 期とし、第 2 期に入った令和 3 年度からは、近年の集中豪雨等による災害の発生状況を踏まえ、府民税を活用した事業費の 6 割以上を防災・減災対策に充当し、森林内において流木災害が発生するおそれのある倒木や枯損木等の危険木の除去、さらには、インフラ施設や人家裏周辺での倒木のおそれのある危険木の伐採など、府内各地で取組を進めております。

また、森林資源の循環利用や森林の多様な重要性に関する府民理解の促進についても、住宅をはじめ民間の商業施設への木造・木質化に係る府内産木材の導入支援や、地域住民を対象とした木育や森林学習などの森林・林業の普及・啓発イベントにも取り組んできたところです。

この度、令和 7 年度に第 2 期の最終年を迎えることから、第 3 期に向けた府民税の方向性について、有識者会議による検討を重ねてまいりました。その結果、令和 8 年度以降の 5 年間も、これまでの成果と課題を踏まえた上で、引き続き、森林の多面的機能を維持・増進するための取組を継続し、より効果的な施策の展開による持続可能な森林づくりを進めるとともに、毎年、事業の評価や使途の公表、さらには事業実施箇所府民税の P R 看板を設置するなど、より一層府民の皆様に解りやすく伝えていくことで、府民税に対する理解が深まるよう努めてまいります。

2 第 3 期に向けた方向性

（1）府民税の継続

ア 財政需要

府民の生活の安心・安全を確保する上で、土砂災害の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止等の森林の多面的機能を維持・増進していくことが重要です。

有識者会議においては、現在の森林を取り巻く状況を考慮すると、森林の多面的機能の維持・増進を一層図るため、「森林の整備及び保全」、「森林資源の循環利用」、「森林の多様な重要性に関する府民理解の促進」に係る対策を、引き続き実施していくことが必要との意見をいただいたところです。

特に、激甚化する災害への対策の必要性を鑑みると、財源を縮小する時期ではないと考えられることから、防災対策をはじめ府民税を財源とした今後 5 年間の財政需要を算出いたしますと、国の補助事業など既存の財源だけでは対応することが困難な状況にあります。

こうしたことから、府民税を継続することとし、課税期間を 5 年間延長することとします。

イ 強化ポイント

近年の想定を上回る局地的な集中豪雨により、小規模な山腹斜面や溪流など、保安林に指定されていない箇所においても土砂や倒木が流出するなど、災害発生リスクのあるエリアが拡大しており、有識者会議における検討結果や市町村の意見を踏まえ、府民税を活用した取り組みを継続し、防災対策を一層強化する必要があります。

また、府民の暮らしや環境保全に大きく寄与する京都の森林は府民共有のかけがえのない財産であり、豊富な森林資源の循環利用を促進することで、森林の適正管理につなげることが大変重要です。

そのためには、森林が持つ環境効果を含め、木材利用に対する意識も高まっている状況を好機と捉え、木材需要の多くを占める建築物への利用を図る必要があります。

・ 防災対策の強化

⇒これまで対象としてきた保安林に限らず、全ての森林を対象に、府民提案による公共性の高い施設や道路周辺等での危険木対策を実施

・ 木材利用の拡大

⇒これまでの住宅等の民間建築物への支援に加え、戦略的に木材の魅力を発信するため、多くの府民が利用する PR 効果の高いランドマークとなる公共施設の木造・木質化を実施

ウ 課税の仕組み

森林の多面的機能の恩恵は、広く府民全体が享受しており、その財源負担については全ての府民が等しく分かち合うことが重要であることから、従来と変わらず、個人府民税均等割の超過課税方式とし、年額 600 円の課税とします。

また、個人府民税均等割の超過課税は、使途が限定されない普通税に区分されることから、使途を明確化する必要があると考えております。そのため、従来と同様に、毎年の事業について税収の使途や評価結果の公表を行い、事業の透明性を確保するとともに、「京都府豊かな森を育てる府民税基金」により税収を積み立て、各年度の必要となる額を取り崩して事業に充当することで、一般財源とは区別して財源を管理し、会計処理上の明確化を図ることとします。

< 第 3 期の概要 >

課税期間：5 年間（令和 8 年度～12 年度）

課税方式：個人府民税均等割の超過課税方式

課 税 額：年額 6 0 0 円

使 途：①森林の整備及び保全

②森林資源の循環利用

③森林の多様な重要性に関する府民理解の促進

（２）市町村交付金の取扱い

森林環境譲与税との役割分担を図るため、従来の一律交付から、使途を府が強化して取り組む防災対策や木材利用に限定した申請方式へと見直しを図り、市町村における地域ニーズに応じたきめ細やかな取組に活用いただくことで、府の取組との両輪で対策を講じてまいります。

（３）森林環境譲与税との役割分担

森林環境譲与税は、森林経営管理法に基づく森林の整備など市町村の実情に応じた取組に活用し、府民税は、森林環境譲与税と使途が重複しないよう、主に府が重点的に進める取組（防災対策、木材利用）に活用してまいります。

京都府豊かな森を育てる府民税条例及び京都府豊かな森を育てる基金条例 の改正案の概要

1 改正の理由

令和 7 年度末をもって個人の府民税均等割の税率の特例期間が満了する豊かな森を育てる府民税に係る当該特例期間を延長するとともに、京都府豊かな森を育てる基金条例の有効期間を延長するため。

2 改正の内容

(1) 京都府豊かな森を育てる府民税条例（平成 27 年京都府条例第 58 号）

ア 個人の府民税均等割の税率の特例期間を令和 12 年度まで 5 年間延長する。

（第 3 条）

イ その他所要の規定整備を行う。（第 2 条、第 3 条）

(2) 京都府豊かな森を育てる基金条例（平成 27 年京都府条例第 59 号）

条例の有効期間を令和 14 年 5 月 31 日まで 5 年間延長する。（附則第 2 項）

3 施行期日

公布の日

令和 5 年度京都府豊かな森を育てる府民税事業の評価結果について

京都府では、災害防止機能など森林の持つ多面的機能を維持するため、平成 28 年度から「京都府豊かな森を育てる府民税」（以下、府民税）を導入しており、森林環境譲与税との役割分担を図った上で、第 2 期となる令和 3 年度からは、毎年度、事業の進捗や効果を評価・検証することとしており、令和 5 年度の府民税事業の評価結果については、下記のとおりでした。

記

1 府民税事業の実績と自己評価（令和 5 年度）

使途分野 (事業費(割合))	主な事業実績		自己評価
	主な指標	実績値 (目標値)	
Ⅰ 森林の整備 及び保全 〔 548,776千円 (82.2%) 〕	・山地災害危険地区の整備	46箇所 (20箇所)	流木等の原因となる危険木の集中的な撤去などによる森林の防災機能の向上や、 <u>台風による災害への応急対応を早急に実施</u> することができた。
	・再造林への補助 ・花粉症対策苗木の生産量	52ha (88ha) 5.4万本 (6.5万本)	昨年度から実績が増加するなど、 <u>植栽等への支援の効果は一定認められるが、目標には届いておらず、さらなる促進が課題</u> である。
	・里山林の整備	54箇所 (60箇所)	昨年度から実績が微減し、目標を下回ったが、依然として <u>一定のニーズがあり、里山の保全につながっている</u> 。
Ⅱ 森林資源の 循環利用 〔 97,924千円 (14.7%) 〕	・木造・木質化への支援 住宅タイプ 162件 1,697㎡ [150件 1,822㎡] 非住宅タイプ 13件 213㎡ [6件 143㎡] ※[]は昨年度実績値		住宅・民間施設等への府内産木材の利用に対する支援により、 <u>府民が京都の木を身近に感じる機会の創出など需要拡大</u> に繋げることができた。
Ⅲ 森林の重要 性の啓発 〔 21,022千円 (3.1%) 〕	・森林の多様な機能への府民理解の促進	712人 (600人)	森林環境学習や木材を活用した <u>ワークショップの開催や、商業施設への展示</u> なども活用した啓発活動を行うことができた。
計667,722千円	※別途、市町村交付金199,987千円。全合計867,709千円。		

2 有識者会議の開催結果

(1) 有識者会議の開催：令和 6 年 8 月 7 日（水）

(2) 有識者会議の評価

各事業における実績は到達目標を概ね達成しており、地域住民のニーズや事後評価も高く、府の自己評価は妥当

(3) 主な意見

Ⅰ 森林の整備及び保全

- 防災・減災対策事業については、事業メニューの拡充など、きめ細やかな対応ができており、非常に効果的
- 森林整備を促進するためには、目指そうとする森づくりのビジョンを持った上で、森林環境譲与税との役割分担を行い、府民税の効果的な活用につなげる必要がある

Ⅱ 森林資源の循環利用、Ⅲ 森林の重要性の啓発

○木材利用の普及啓発イベントの参加者に対して、ひろがる京の木整備事業の周知を図るなど、実際の木材利用へと繋げていく取組が効果的

3 事業実績と評価結果の公表 令和6年10月に府ホームページで公表

4 課題及び今後の対応について（○：課題、→：対応）

I 森林の整備及び保全

○引き続き、事業後の地域住民の評価や意見をもとに地域ニーズの把握が必要

→航空レーザー測量で得られた精緻な地形情報を用いた山地災害危険地区の見直しにより、優先的に事業実施が必要な箇所の抽出を行い、危険木の除去による流木対策などを引き続き実施していくことにより、効果的な防災・減災対策を進める。

○将来にわたって森林資源の循環利用を進めていくため、花粉症対策苗木の安定的な生産量を確保するとともに再造林への意識を高め、着実な主伐→再造林の実施に繋げることが必要

→林業事業者が、森林所有者からの委託により、積極的に主伐・再造林が行えるよう、支援制度の周知、コスト縮減が可能な一貫施業や協業化の促進

→市町村と連携して林業経営が成り立つ適地のゾーニングを進め、情報を提供するなど総合的に対応する

Ⅱ 森林資源の循環利用

○府内産木材のさらなる需要拡大へ向けて、新規事業者の参入や民間施設での木材利用などをさらに進めることが必要

→新たに住宅での府内産木材の利用に取り組む事業者や PR 効果の高い施設での木材利用に対する支援強化を通じた新たな需要拡大を一層推進する

Ⅲ 森林の重要性の啓発

○木材利用の普及啓発イベントの参加者に対して、ひろがる京の木整備事業など、周知を図るなど、実際の木材利用へと繋げていく取組が効果的

→住宅等の民間建築物への府内産木材の利用に対する助成制度の周知を図ることにより、積極的な利用促進につなげる。